

第4章 災害復旧・復興

被災者の生活再建を支援し、再発防止に配慮した施設の復旧等を図るとともに、迅速かつ効果的な地域の復興を行うため、復旧・復興対策を示す。

第1節 民生安定のための緊急措置

1 義援金その他資金等による支援

(1) 義援金品の受付、配布

市は、県、日赤愛知県支部及び各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、被害状況に応じた配分計画により配分する。

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金貸付

市は、東海市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため弔慰金を、また、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、見舞金を支給、災害援護資金貸付等を行う。

(3) 災害見舞金等の支給

市は、災害により家屋が全半壊し、又は床上浸水した世帯の世帯主に対し、「東海市災害見舞金等交付要綱」により、被害の程度により見舞金を支給。

2 住宅等対策

(1) 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 被災住宅等の復旧相談

市は、被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。

3 労働者対策

市は、労働者及び事業主からの相談に対し、保護対策及び職業のあっせん等について、愛知労働局と連携し、労働者対策に万全を期す。

4 乳幼児の保育

市は、災害復旧のため、保育の必要な事由に該当し市の認定を受けた乳幼児を、一時的に保育園に入園措置するものとする。

第2節 公共施設等災害復旧対策

1 公共施設災害復旧事業

市は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 激甚災害の指定

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出する。

第3節 震災復興都市計画の決定手続き

1 第一次建築制限

市は、市街地の被災状況を把握した上で、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。

また、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

2 第二次建築制限

(1) 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表

市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画(骨子案)を策定する。

基本計画(骨子案)は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

(2) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

市は、建築基準法第84条の区域指定の後、都市計画に被災市街地復興特別措置法(平成7年(1995年)法律第14号)第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間(災害の発生した日から最長2年以内の日まで)、建築行為等の制限が行われる。

3 復興都市計画事業の都市計画決定

(1) 都市復興基本計画の策定と公表

市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画(都市復興マスタープラン)を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。

（２）復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

第4節 事前復興対策

市は、想定地震・津波による被害想定等を踏まえ、被災からの迅速かつ効果的な復興に向けた復興方針及び復興計画の事前検討を行う。

1 復興方針の事前検討

復興方針においては、想定地震・津波による被災を前提とした市街地の復旧・復興の方向や、方針を決定する基準や復興地区区分について検討、定義しておく。

2 復興計画の事前検討

復興計画においては、想定地震・津波による被災を前提とした、取り組むべき復興対策の項目や、その方向性を事前に検討しておく。

また、復興計画を策定する際に必要となる基礎的データを収集・整理し、緊急時における計画策定に活用できるように整備しておく。